

「飯盛霊園」墓碑等施工に関する注意事項

当霊園には「指定石材店」はありません。全国どこの施工業者でも同じ条件で施工できますが、本注意事項を熟知し、決まりを守っていただかなければなりません。

当霊園で墓碑等の施工を希望される場合は、本注意事項の内容を十分理解したうえで、「飯盛霊園墓碑等施工に関する誓約書」を提出してください。誓約書の提出がない場合は、当霊園内での施工はできません。

本注意事項に違反した場合、過料の徴収並びに当霊園内での作業停止等の処分を科しますので、ご承知ください。

■ 霊園内での客引き行為及び来園者に話かけたりするなどの客引き行為に見間違ふような行為は絶対にしないでください。来園者から話しかけられたという場合も同様です。

■ 申請、工事に関係する方全員が、本注意事項の内容を熟知するようにしてください。

■ 本注意事項に改正等があった場合や、施工できない日などのお知らせは組合ホームページで行いますので、常に最新の情報を確認するようにしてください。

石材工事に関するお知らせは、組合ホームページ内の「飯盛霊園(お墓)」→「石材工事に関すること」でお知らせしています。

- 申請受付・施工可能日時 : 平日 9:00～17:00
(下表「申請及び施工のできない日」を除く)
- 申請書提出期限 : 工事7日前まで(一部の軽易工事を除く)

申請及び施工のできない日	
土、日、祝日	土曜・日曜・祝日
盆期間	8月11日～16日
彼岸期間	彼岸の中日と前後の3日間(7日間)
年末年始期間	12月28日～1月4日
虹の丘慰霊祭	4月10日の午前中
組合指定日	使用者募集など、組合がその都度指定する日 (ホームページでお知らせします)

お問い合わせ先

飯盛霊園組合 管理課

〒575-0012 大阪府四條畷市大字下田原448番地

TEL 0743-78-1195 FAX 0743-78-1196

<https://www.iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp>

飯盛霊園墓碑等施工に関する誓約書

誓約書の提出(初回のみ)

- 本注意事項を熟読し、内容を十分把握した上で「飯盛霊園墓碑等施工に関する誓約書」を提出してください。提出日の当日から霊園臨時使用許可申請（石碑や巻石の施工等の作業で臨時的に飯盛霊園を使用すること）をすることができます。
- 誓約書の有効期限はありませんが、規則や本注意事項等に変更があった場合等は、誓約書の再提出が必要になる場合があります。
再提出がない場合は、臨時使用申請及び施工はできません。

霊園臨時使用許可申請

■ 使用料について

下表の工事は臨時使用料が必要です。

	6㎡未満	12㎡未満	12㎡以上
巻石（簡易巻石含む）	3,050円	6,110円	12,220円
石碑（地藏、軸石交換を含む）	3,050円	6,110円	12,220円
玉垣	3,050円	6,110円	12,220円

※2基以上の石碑の同時申請は2基目以降使用料免除

※玉垣は、巻石や石碑と同時申請の場合使用料免除

■ 必要書類及び提出期限について

工事内容	使用料	必要書類	提出期限
巻石の施工(簡易巻石含む)	必要	1 霊園臨時使用許可申請書 2 墓石等建立図 3 CAD図面等の詳細図 4 現況図又は写真(軸石交換のみ)	工事7日前まで
石碑の施工(地藏、軸石交換含む)	必要		
玉垣の施工	必要		
霊標・灯籠・木標の新規設置(その他高さ50cm以上の付属品)	免除		
基礎工事	免除	1 霊園臨時使用許可申請書 2 墓石等建立図 3 現況図又は写真 (巻石、石碑、霊標、灯籠、木標の撤去のみ)	工事当日
上台・下台・芝台等の追加・交換(軸石を除く)	免除		
文字等の刻入又は削除	免除		
巻石、石碑、霊標、灯籠、木標の撤去	免除		
付属品の設置・撤去(霊標・灯籠・木標を除く)	免除	1 霊園臨時使用許可申請書 2 墓石等建立図 (2区全域、7区12列の付属品設置のみ)	工事当日
土・砂利、植栽等の入替	免除		
目地詰め、石碑磨き、朱入れ等の軽易な補修作業	免除		
その他、清掃等の軽易作業	免除		

※必要に応じて追加で書類を請求する場合があります。

霊園臨時使用許可申請書について

- 申請書は組合事務所の窓口で配布しています。（組合ホームページからもダウンロード可）
- 工事の依頼をされた方が当霊園の墓所使用者であり、墓所使用許可書を所持されていることを確認してください。
- 墓所使用者が死亡されている場合は、承継手続きが必要となり、承継手続きが完了するまでは、原則として工事の申請が受付できません。組合に承継手続きについて相談いただくようお願いください。
- 墓所使用者と施工業者の連名で申請してください。

墓石等建立図について

- 囲障、墓石等の寸法、刻入文字、設置する附属品等をすべて記入してください。
- 追加工事の場合は、平面図に既設のものと今回申請するものが区別できるように表示してください。
- 既設の石碑等を撤去する場合は、撤去する石碑等の寸法、刻入文字等を記入してください。
- 別に図面を作成されている場合において必要事項の記入があれば、墓石等建立図の提出を省略することができます。
- 簡易作業の場合など、工事の内容によっては墓石等建立図が不要な場合があります。
- 墓所使用者以外の名を刻入する場合は、続柄を必ず確認し記入してください。

墓石等に刻入する文字について

「墓碑等には、建立者として墓所使用者の姓名を記し、家名を記すときは、墓所使用者の姓とする。」

これ以外の者を記す場合は、事情によっては許可できない場合があります。墓所使用者以外の方の姓名や墓用者以外の姓で家名を記す場合は、事前に必ず組合に確認をし、許可を受けてください。
霊標への故人名の刻入など、墓所使用者以外の姓名を墓碑等に刻入する場合は、図面に墓所使用者との続柄を記入してください。使用者との続柄が確認できない場合は申請を受理することができませんので、ご注意ください。
直系親族以外の者を刻入しようとする場合は、祭祀の事情を確認させていただきますので、事前に必ず組合に確認許可を受けてください。事情によっては許可することができない場合がありますので、ご注意ください。

注意事項

- 工事内容によっては追加書類が必要になる場合がありますので、余裕をもって申請してください。申請の内容によっては、許可できない場合もありますので、疑義のある場合は事前に必ず確認してください。
- 申請書提出から1か月以内に施工を完了してください。

記入例

【2-1】 令和 2 年 5 月 3 日

霊園臨時使用許可申請書

飯盛霊園組合 管理者 宛

申請者

施工者 住所 四條畷市大字下田原 1 2 3 番地

氏名 ○□石材店 飯盛店 印

電話 (1234-56-7890)

墓所使用者 住所 四條畷市大字下田原 4 4 8 番地

氏名 飯盛 太郎

電話 (0743-78-1195)

飯盛霊園条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により下記のとおり申請します。

使用許可年月日	昭和・平成・令和 20 年 2 月 14 日	許可番号	第 12345 号
使用墓所	13 区 5 列 500 号	面積	2 m × 2 m = 4 m ²
工事予定日	令和 2 年 5 月 14 日 ~ 3 日間		
使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 卷石施工 玉垣施工 <input checked="" type="checkbox"/> 石碑施工 地蔵施工	内容	施工詳細
		刻入	軸石 霊標 その他 ()
		設置	<input checked="" type="checkbox"/> 霊標 板石 灯籠 木標 <input checked="" type="checkbox"/> 砂利
		修理	<input checked="" type="checkbox"/> 防風灯 物置台 塔婆立 <input checked="" type="checkbox"/> 花立
		取替	自然石 経机 植栽
撤去	その他 ()		
使用料	<input checked="" type="checkbox"/> 6 m ² 未満 <input type="checkbox"/> 1 2 m ² 未満 <input type="checkbox"/> 1 2 m ² 以上	使用料	6,100 円
		調定番号	
添付書類	墓石等建立図、その他参考図		

・施工業者の住所、社名又は代表者と電話番号を記入
・社印又は代表者印の捺印

・「墓所使用許可書」の墓所使用者氏名と、墓所使用者の一致を確認

・墓所使用許可書を確認して、記入

・工事予定の初日と、所要日数を記入
・工事予定の初日は、申請の日から 7 日目以降を記入 (一部軽易工事を除く)

・施工内容の該当に○をし、施工詳細の該当に○を記入

■ 依頼主が墓所使用者であることを確認するため、申請書に次の項目の記入を義務付けています。墓所使用許可書を確認し、正確に記入してください。

- (1) 使用許可年月日
- (2) 許可番号
- (3) 使用墓所番号 「○区○列○号」
- (4) 間口、奥行、面積

■ 墓所使用者と施工業者の連名で申請してください。

【2-2】

墓石等建立図 ※別紙で確認できる場合、本図は省略できます。

刻入内容(続柄含む)、設置位置、設置物の高さ等を記入してください。
 巻石、石碑建立等の場合は立体図面を添付してください。

使用墓所	13 区	5 列	500 号
------	------	-----	-------

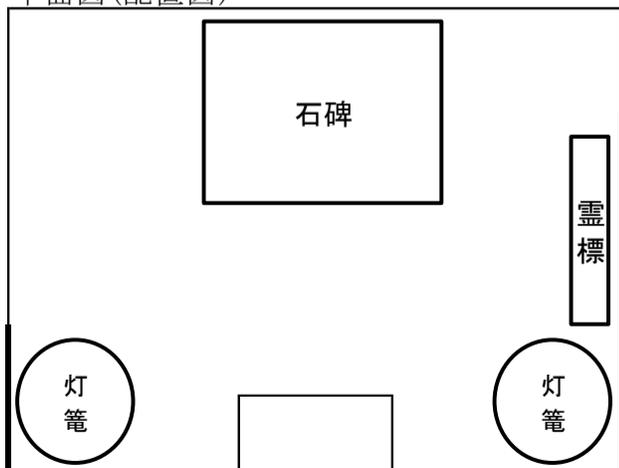
石碑

	飯盛家之墓	令和二年五月吉日 飯盛 太郎 一郎 建立
使用者からみた続柄		
		長 本 男 人

霊標

	俗名 和男 行年九十才 令和□年○月△日寂	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
使用者からみた続柄		
父		

平面図(配置図)



設置物の高さ

巻石	30 c m
玉垣	c m
石碑	168 c m
霊標	70 c m
灯籠	c m
	c m

※玉垣の高さ制限を超える霊標、灯籠(特に傘部分)などの付属品は巻石の内側に入れてください。

飯盛霊園墓碑等設置基準表

区	列	種別	囲障(巻石)の高さ (組合の定める基準点より)	墓碑の高さ (巻石上面より)	玉垣の高さ (巻石上面より)	植栽
1区	全域	平面墓所	50cm以下	2m以下※	50cm以下	2m以下
2区	全域	規格墓所	基準図(1)による		設置できない	50cm以下
3区	1~24列	平面墓所	50cm以下	2m以下※	50cm以下	2m以下
	25~28列		30cm以下			
4区	1~28列		50cm以下			
	30~35列		30cm以下			
5~6区	全域					
7区	12列以外					
7区	12列	壁型墓所	基準図(2)による		設置できない	50cm以下
8~11区	全域	平面墓所	30cm以下	2m以下※	50cm以下	2m以下
12区	1・4 7~10列					
13区	1・4列					
12区	2・3 5・6列	スロープ 墓所	施工参考図による			
13区	2・3 5~9列					
13区	12・13列	芝生墓所	設置できない			

※他所より移転するものを除く

(1) 囲障(巻石)は境界からそれぞれ1cm以上控えて設置してください。

(2) 囲障の基準点は、全体の景観や排水傾斜等を考慮して組合で定めています。
地形によっては、仕上がり階段状になる箇所や、隣接墓所と高さを合わせるために基準以上の寸法(高さ)を必要とする場合がありますので、あらかじめ組合に基準点の確認をしてください。
墓参路GLから巻石上面までの設置高は、地形によって異なります。組合の指示に従って設置してください。

(3) 既に設置されている囲障等が基準以上の寸法で施工されていた場合でも、新たに設置する場合は現在の基準に合わせて施工してください。

(4) 他所より移転する墓石が組合の規格を超える場合は、墓石が現在設置されている状態の写真を添付してください。

(5) 墓所内に設置する付属品の高さ制限は、墓碑の制限高さを基準としますが、その設置物が囲障(巻石)の上面にかかる場合は玉垣の高さ制限を適用します。
灯籠や霊標などを設置しようとする時、土台部分が囲障内にあっても傘部分などが囲障上の空間にかかる場合は、玉垣の制限高を適用し、基準外の施工となり許可することができませんので、設置位置については事前に十分確認してください。ただし、介助を目的とする設置物(手すりなど)についてはこの限りではありません。

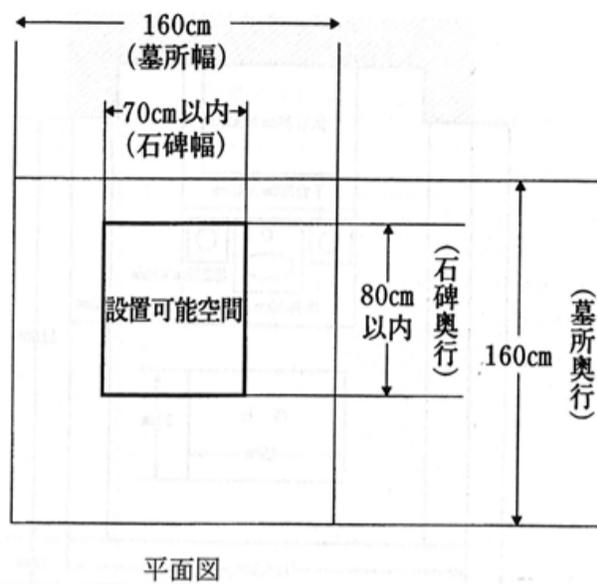
(6) 巻石と玉垣を一体のデザインで作る場合は、囲障の制限高と玉垣の制限高の合計を施工の上限としますので、事前に組合にご相談ください。

※高さが玉垣の制限高以内のものは巻石上面に設置できますが、万一設置物の角が墓参者に触れたりした場合、ケガをする恐れもあります。危険防止のため極力内側に控えて設置していただきますようお願いいたします。

※1区の1.2㎡墓所については、例外として巻石上面に霊標を設置することができます。

(7) 使用墓所内に犬、猫等のペット類の埋蔵を想起させるようなモニュメント類の設置、刻入等は一切できません。(単なるオブジェとしての設置は可)

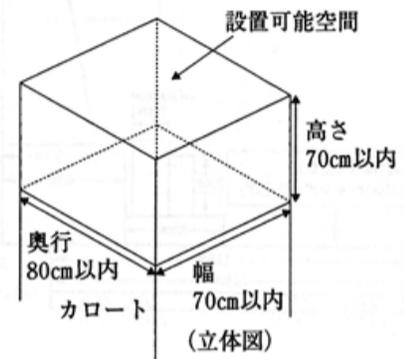
基準図(3) 芝生墓所における墓碑等建立基準図



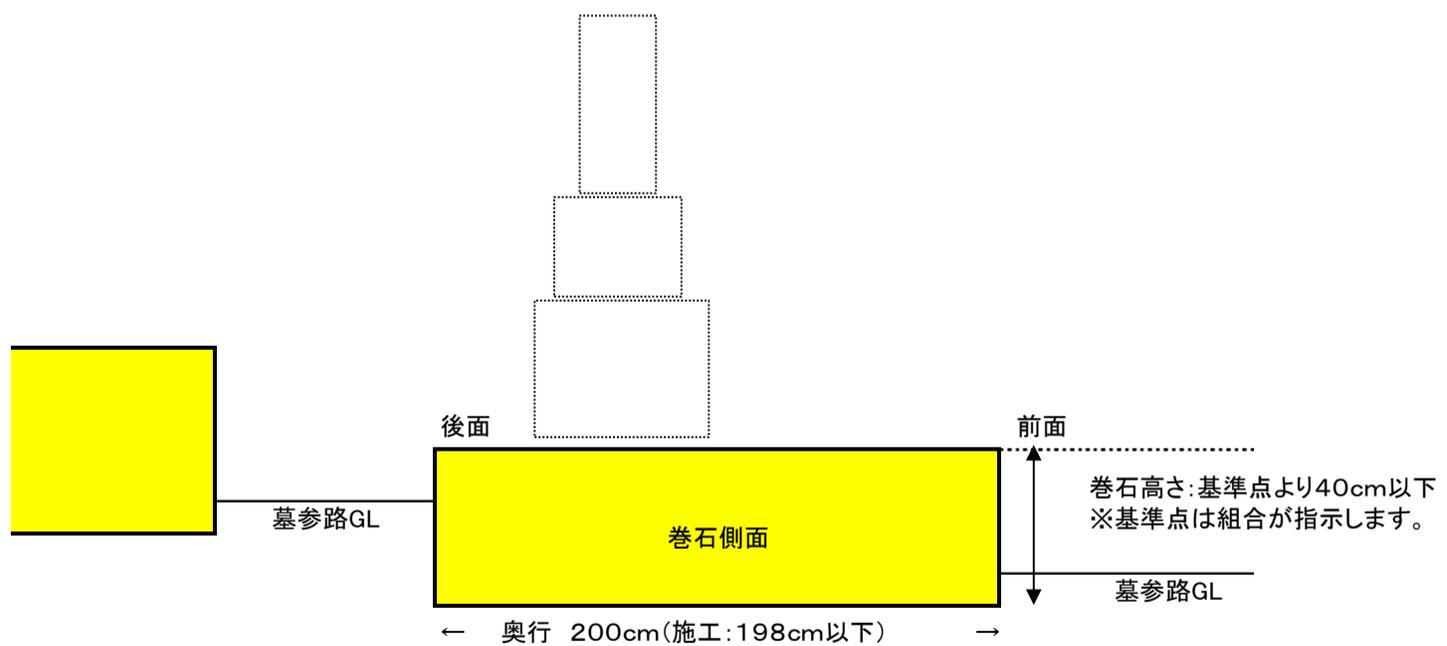
墓碑は前面墓参路に面して建立すること。



- 1 石碑等はカロート上部の設置可能空間内で設置してください。
(幅70cm、奥行80cm、高さ70cm)
- 2 花立、ローソク立て、水鉢等も上記設置可能空間内に設置してください。
- 3 上記設置可能空間以外に生垣、囲障等を設置したり、植栽をすることはできません。
- 4 ローソク立等、火気使用物を設置する場合は、火災にならないよう配慮したものを設置してください。
- 5 カロートの変更はできません。



施工参考図 スロープ墓所における巻石施工参考図



※前面、後面巻石上面のGLからの高さは、各墓所の地形によって異なります。
組合の指示に従って設置してください。

石碑等工事予定表の提出

- 施工当日は、施工の都度、組合事務所に「石碑等工事予定表」を提出し、申請内容の確認を受けてから作業を開始してください。予定表には当日の作業内容をすべて記入してください。

石碑等工事予定表									
平成20年 3月12日									
施主名	区	列	号	m ²	巻石	芝台	石碑	追加彫	その他
飯盛太郎	13	1	371	4.0	○				基礎工事

石碑等工事予定表									
平成20年 3月24日									
施主名	区	列	号	m ²	巻石	芝台	石碑	追加彫	その他
飯盛太郎	13	1	371	4.0	○				

石碑等工事予定表									
平成20年 3月25日									
施主名	区	列	号	m ²	巻石	芝台	石碑	追加彫	その他
飯盛太郎	13	1	371	4.0		○	○		玉座・灯台・自然石 経机・塔婆立

業者名 (株) ○○ 石材店

工事完成届書の提出

- 工事完成後は、速やかに組合事務所へ工事完成届書を提出し、職員の確認を受けてください。
- 完成写真は、以下の項目がわかるものを添付してください。（使用墓所、使用者名を記載し、A4用紙にまとめて印刷してください。）

必ず必要な写真

1. 前面からの写真（墓地全体と正面文字が判読できるように撮影してください。）

工事の種類によって必要な写真

2. 周囲の写真（前面墓参路等が写るように側面から撮影してください。）
3. 墓石建立工事・・・建立者名及び刻入した文字がわかる写真
4. 追加彫刻工事・・・追加彫刻した文字等がわかる写真
5. その他の工事・・・追加設置したものや作業した箇所がわかる写真

施工にあたっての注意事項

- 施工の際は、霊園施設や周囲の墓碑等を損傷しないように細心の注意を払ってください。
- 巻石を施工する際は、組合が基準点を指定します。基準点は各墓所によって異なります。全体の景観や排水傾斜を考慮して定めていますので、地形によっては仕上りが階段状になる箇所や、基準点が地中にある為、隣接墓所の囲障が設置済みの場合でも、隣接墓所と水平施工とならない場合もあります。後日、工事のやり直しや、墓所使用者とのトラブルの原因になる場合もありますので、石碑等工事予定表を提出する際には、組合職員の説明を受けてください。

- 基礎を施工する際には、隣りの墓所に基礎コンクリートがはみ出さないように注意し、掘削は周囲の設置施設に影響がないよう注意しておこなってください。掘削時に発生した土や石は持ち帰って処分してください。
- 霊園内は墓参者に十分注意して走行し、決められた場所以外に車両を乗り入れないようにしてください。
- 運搬には手押し車を使用してください。動力付きのものは、原則として列内（墓参路を含む墓所内）に入ることは禁止です。やむを得ない事情等がある場合は組合へご相談ください。
- クレーンを使用する場合は周囲の施設等に十分注意してください。
また、足場が植栽帯に入ったりして植栽を傷めることのないよう注意し、必ず地面との間に衝撃吸収材を挟んでください。
- 土、砂利等は直接道路等に置かず、「シート」を使用してください。
- 墓石等の搬入、据付の作業を行う際には、合板等を敷くなどして、舗装面や芝生を保護してください。
- 周囲の墓所の巻石の上に腰かけたり、工具等を置くことはしないでください。
- 工事に伴って発生した残土及びモルタル、弁当等のゴミ等は園内に捨てず、すべて持ち帰ってください。
- 水道蛇口にホースを繋いで墓石洗浄等に使用することは禁止します。
- 工具等洗浄は、霊地近くの立水栓は使用せず、指定された場所のみで行ってください。必ず残ったモルタル等を取り除いた上で洗浄してください。洗浄した水を他の雨水桝に流さないでください。
違反が認められた場合は、霊園施設の保全のため、すべての施工業者に対し霊園内での工事用具の洗浄を認めることができなくなりますので、ご了承ください。
- 作業終了後は必ず周囲の清掃を行い、工具及び資材は持ち帰ってください。
- 施工中は、墓参者や墓地見学者など周りの方々に話しかけたりするなど、客引き行為と見間違うような行為はしないでください。また、墓参者の方から話しかけられた場合も同様ですので、万一そのような状況になった場合は、禁止行為である旨を説明してください。

禁止行為

※管理者が管理上支障がないと認めたときは、この限りでない

- (1) 霊園を損傷し、又は汚損すること
- (2) 鳥獣魚類等を捕獲し、又は殺傷すること
- (3) 植物を採取し、又は樹木を折損すること
- (4) 工作物を設けること
- (5) 土地の形質を変更すること
- (6) 客引き、行商、募金その他これらに類する行為をすること
- (7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること
- (8) 立入禁止区域に立ち入ること
- (9) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと
- (10) 霊園をその用途外に使用すること
- (11) 前各号に掲げるもののほか、管理者が禁止する行為

違反者への措置

無届けで作業を行ったり、注意事項に違反した場合は、過料の徴収並びに当霊園内での作業停止の処分等を科しますので、あらかじめご了承ください。

その他

墓所使用者がご遺骨を埋蔵される場合や、住所を変更された場合などは、組合への届出が必要です。お忘れの方がおられる場合がありますので、お気づきの場合は手続が必要な旨、お伝えくださいますようお願いをお願いします。

墓所返還に係る撤去工事について

- 飯盛霊園では、巻石・石碑等のすべてを撤去し、使用墓所を原状に復して返還することを定めています。
- 原状回復の基準は以下のとおりとなりますので、ご理解のうえ工事を行ってください。なお、ご不明な点は、飯盛霊園組合に必ず確認してください。

【原状回復の基準】

- ① 埋蔵物がないこと（遺骨改葬の完了等）
 - ② 巻石、玉垣、石碑及び付属品などの石材及び植栽や砂利を含む墓所内のすべてのものが撤去されていること
 - ③ 地面の下のカロートや基礎工事のコンクリート等が撤去されていること
 - ④ 周辺地面と同じ面（高さ）まで真砂土（土壌に無害なもの）が補充、覆土されていること（赤土等の特殊な土は、きれいに取り除いた上で真砂土を補充、覆土）
- ※ 芝生墓所は、既設のカロート以外が撤去されていること（カロート内の埋蔵物や土も撤去）
- ※ 壁型墓所については、その他の基準あり（飯盛霊園組合に別途確認）

墓碑等撤去事例

撤去前

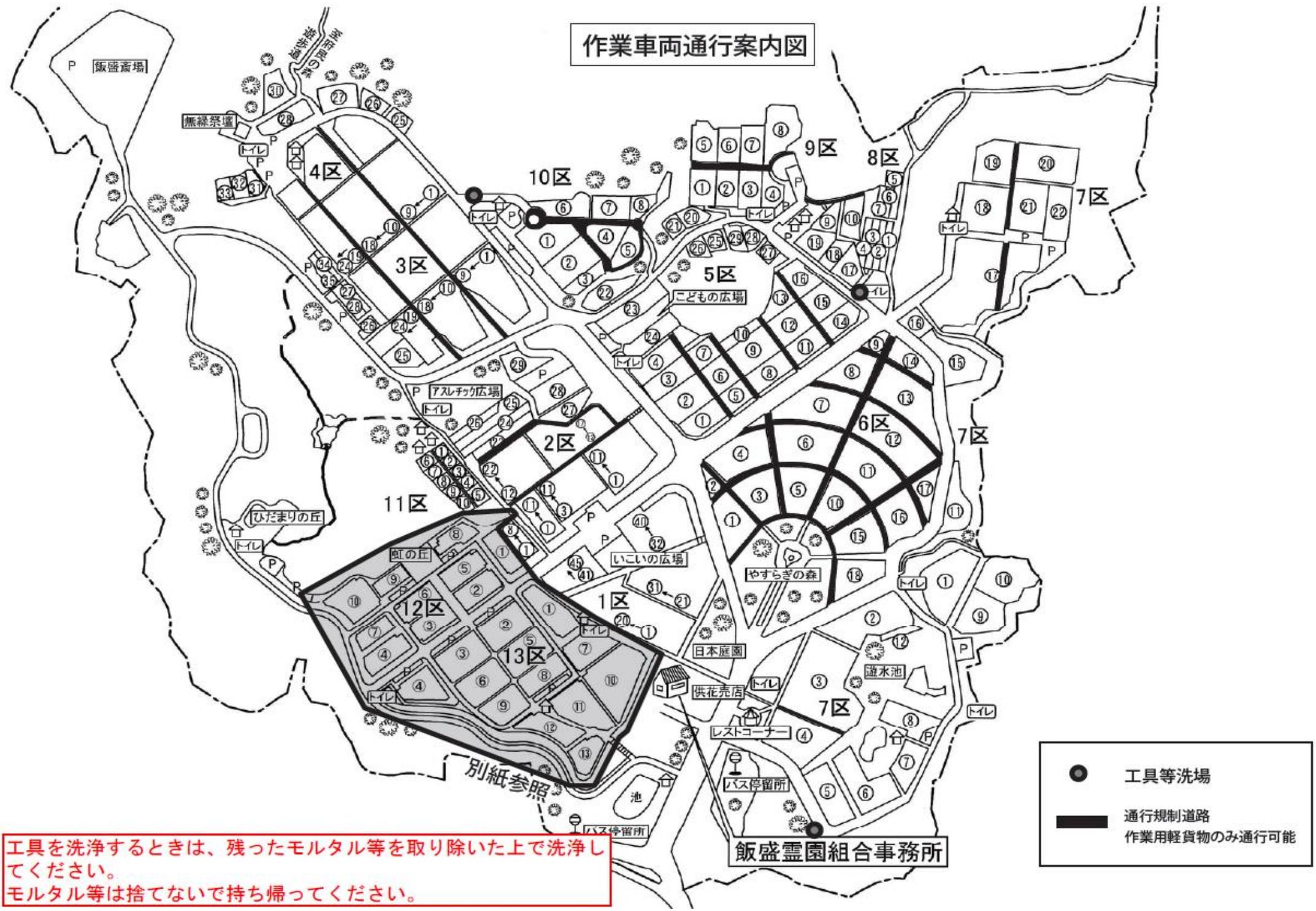


工事

撤去後



作業車両通行案内図



工具を洗浄するときは、残ったモルタル等を取り除いた上で洗浄してください。
モルタル等は捨てないで持ち帰ってください。

- 工具等洗場
- 通行規制道路
作業用軽貨物のみ通行可能

飯盛霊園組合事務所

12区・13区 作業車両通行案内図



工具を洗浄するときは、残ったモルタル等を取り除いた上で洗浄してください。
モルタル等は捨てないで持ち帰ってください。